

– 医療情報取得加算について –

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、

特定健診情報等 の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています

- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします

<初診時>

● **医療情報取得加算1：3点（月に1回）**

- ① 健康保険証にて資格確認を行った場合
- ② マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

● **医療情報取得加算2：1点（月に1回）**

- ① マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
- ② 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

<再診時>

● 医療情報取得加算3：2点（3ヵ月に1回）

①健康保険証にて資格確認を行った場合

②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

● 医療情報取得加算4：1点（3ヵ月に1回）

①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

医療法人社団 泰青会 青葉歯科医院

理事長 青山 智美